

合宿時の遵守事項

合宿は、長期間集中的に活動することにより、パフォーマンス向上や団結力を高めることができるものです。一方で、我々は新型コロナウイルス感染症の流行を経験し、感染症の感染リスクは長時間活動や寝食を共にすることで普段の活動より格段に高まることを改めて知りました。そのため、万一現地で体調不良者や感染症の陽性者が出た場合、適切に対応できないと、数十人規模のクラスターにつながる可能性があります。また、遠隔地での実施の場合は、帰宅が困難になるなどの状況も想定されます。そのため、全員がこの遵守事項を理解し、実施することが必要です。ルール遵守ができない団体・参加者がいた場合は、今後合宿ができなくなる可能性もあります。

■ 対象団体について

下記に示す実施条件を大学において事前に確認し、承認を得た団体に限る。合宿リーダーを各団体1名以上おき、遵守事項違反およびそれによる感染拡大が発生しないよう、他の部員の監督・指導を行うこと。(合宿リーダーは団体の登録上の代表者と同じである必要はない。参加者が大人数となる団体は、必要に応じ副リーダーをおき、リーダーを補佐すること。)

■ 合宿実施（参加）の条件について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 家族の同意を得られること② 合宿前後の健康観察を行うこと③ 合宿期間が授業開講期間に重ならないこと |
|---|

■ 合宿前に実施すること

- ① 【合宿2週間前までに】必要書類を学生課に提出し、確認を受ける。

《必要書類》感染対策計画書、合宿届

●感染対策計画書：様式1

・合宿中の活動、生活における感染対策計画、合宿中に感染症の陽性者や体調不良者が発生した場合の対応計画を、宿泊施設等とも相談の上作成し、合宿リーダーが学生課に提出すること。参加者は全員、この感染対策計画書を用紙またはデータで合宿に持参し、感染対策を徹底するとともに、何かあったときに計画書を見て対応ができるようにすること。

・【合宿期間が授業開講期間に重ならないこと】合宿期間中に感染症の陽性者が発生した場合、合宿という活動の性質上、複数名への感染拡大が想定されます。感染拡大リスクの高さ、登校禁止となることによる影響の大きさ（大人数が授業や実習に参加できないこととなり、単位取得などに影響する）から、夏季休業の期間（授業や実習のない期間）に実施すること。

●合宿届

感染対策計画書とともに学生課に提出すること（別紙様式指定）。合宿届は、活動中に怪我などをしたときに、学生教育研究災害傷害保険（学研災）の適用を受けるために必要な書類となる。合宿届の提出がないまま出かけ、部員が怪我等をしてしまった場合、その合宿は「課外活動」として認定されず（私的旅行と扱われる）、入院費などの補助を受けることができない。

② 【合宿開始 1 週間前までに】家族の同意書を学生課に提出する。

●同意書：様式 2

家族の同意書を提出した学生のみ参加を認める。合宿中に病気にかかったり、体調不良で自力で帰宅ができなくなったりした場合、家族が現地に向かう等の協力が必要になるため、協力が得られる方に説明の上、各参加者は合宿リーダーに提出すること。合宿リーダーは参加者全員分の同意書を合宿開始 1 週間前までに学生課に提出すること。（学生課への同意書の提出がない場合、合宿実施を認めない。また、合宿リーダーは同意書の提出がない学生を合宿に参加させないこと。）

③ 【合宿開始 5 日前から】健康観察を行う。

感染症を持ち込まない、万一合宿中に感染しても拡げないために、開始 5 日前から健康観察を行うこと。感染症の陽性となった場合、り患の疑いがある場合は合宿参加を見合わせる。

■ 合宿期間中の感染対策

① 移動時の感染対策

- ・移動手段が自家用車の場合は、常時窓を開けるなど、換気を行いながら走行すること。貸切バスの場合はバス会社に確認し、換気装置を常時 ON にしてもらうこと。
- ・自家用車の場合は、宿泊施設での同室の部員ごとに乗車することが望ましい。貸切バスの場合も、同室の部員ごとに座席エリアを分けることが望ましい。（感染症の陽性者が発生した場合に、濃厚接触したとみなされる人数をできるだけ減らすため。）

② 宿泊施設内での感染対策

1. マスクの着用は個人の主体的な判断を尊重するが、屋内において近距離（1～2メートル以内）で会話を行う場合や打合せ・ミーティング中は、マスクの着用を推奨する。
2. こまめな手洗い・手指消毒や咳エチケット・適切な換気の実施、また、流行期において、換気の悪い場所や不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けるなど、基本的な感染症対策を行うこと。

■活動中の感染対策

感染対策計画書に記載された感染対策（活動内容に応じた各スポーツ・文化系協会の感染対策ガイドラインを参考に）を部員全員が徹底すること。

【他大学との交流について】

- ・合宿先で他大学と練習試合等の交流活動を行いたい場合は、協会等のガイドラインに基づき、相手校も適切な感染対策を実施していることが必要となる。例えば、交流活動前一定期間の健康管理がされていること（協会等のガイドラインで指定がない場合は、交流活動前 5 日間の健康管理がされ、当日においても体調不良等がないこと）、交流活動後に陽性者が発生した場合互いに報告を行う必要がある。

緊急対応

■ 発熱・のどの痛みなどの体調不良者発生時の対応

- ・体調不良者は、直ちに合宿参加を中止し、速やかに医療機関を受診すること。

■ 感染症陽性者発生時の対応

【陽性者本人の対応】

- ・学生課（052-872-5042、土日祝・時間外の場合は3号館警備員室 052-872-5708）と合宿リーダーにただちに陽性になったこと、発症日前2日間において濃厚接触したとみなされる部員が誰か申告すること。
- ・家族に連絡し、必要な協力を要請すること（状況により、現地の医療施設やホテルなどでの療養や、公共交通機関を使わずに帰宅し自宅療養となることが想定される）。体調が悪いなどで連絡ができない場合は、合宿リーダーに代わりに連絡してもらうよう頼むこと。

「濃厚接触」したとみなされる接触について

- 1. 屋内外を問わず、一緒に食事・喫煙をした
- 2. マスクで鼻と口が覆われていない状態で、近距離（1～2メートル以内）で会話をした
- 3. マスクをしていても、向き合って近距離（1～2メートル以内）で大きな発声を伴う活動をした
- 4. マスクをしていても、車に長時間（目安として1時間以上）同乗した
- 5. マスクをしていても、換気の乏しい空間に長時間（目安として1時間以上）一緒にいた

【合宿リーダーの対応】

- ・合宿リーダーは陽性者から、発症2日前に陽性者と「濃厚接触」したとみなされる部員の報告を受けた場合、該当の部員に健康観察を指示すること。
- ・学生課に合宿中に感染症の陽性者が発生したことおよび対応状況の報告を行うこと。（各学部事務室へは学生課から情報共有）

■ 注意事項

- ・合宿の参加は、学生本人の自由であり、家族の同意が必要になるものであるため、他の部員に参加を強制することがないようにすること。また参加しない部員に不利益がないようにすること。
- ・上記の場合を含む合宿中止や、陽性者の発生などによる予定変更があっても、交通費、宿泊施設、貸切バス等のキャンセル料や追加料金を大学で補償することはできないため。この点に留意の上、計画すること。
- ・合宿中に課外活動ガイドライン及びこの遵守事項に違反した部員がいた場合は、その団体の活動を1か月間停止とする。また、そのような団体が発生した場合、大学として合宿禁止の決定をする可能性がある。

学生課学生支援係（平日 8：45～17：15）

Tel： 052-872-5042 Mail： gakusei5043@sec.nagoya-cu.ac.jp

※土日祝日、時間外の場合は、3号館警備員室（Tel: 052-872-5708）にご連絡ください。

担当者が折り返します。